

公立大学法人公立鳥取環境大学の事務局に置く職に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第9条および公立大学法人公立鳥取環境大学に置く職及びその選考に関する規程第2条第3項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)及び事務局に置く職に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局長)

第2条 法人に、事務局長を置く。

2 事務局長は、理事又は職員の中から理事長が任命する。

3 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。

(事務局次長等)

第3条 事務局には、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行うものとする。

| 職名 | 職務 |
|----------|---------------------------------------|
| 事務局次長 | 事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する |
| 企画監 | 法人及び大学の運営に関する重要な企画立案及び総合調整に関する事務を処理する |
| 課長、室長、所長 | 所掌する課、室及び所の業務の事務を管掌する |
| 参事 | 特定の事務に参画し、当該事務を処理する |
| 主査 | 相当高度な専門的知識及び経験を必要とする事務を処理する |
| 課長代理 | 課長を補佐し、担当する相当高度な事務を処理する |
| 係長 | 担当する係の事務を統括し、相当高度な事務を処理する |
| 主幹 | 担当する相当高度な事務を処理する |
| 主任 | 担当する困難な事務を処理する |
| 主事 | 担当する事務に従事する |

2 前項に規定する職は、事務職員をもって充てる。ただし、主査については、鳥取県及び鳥取市からの派遣職員に適用する。

(その他の職員)

第4条 第2条及び第3条に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、理事長は、嘱託職員、非常勤職員及びその他の職員を置くことができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第112号）

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年規程第19号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第12号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第28号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第18号）

この規程は、令和2年3月19日から施行する。